

# 基幹相談支援センターの内容変更(案)

事業名 (受託事業所)	事業内容
基幹相談支援センター事業委託	(1) 総合的・専門的な相談支援の実施 (2) 地域の相談支援体制の強化の取組 (3) 地域移行・地域定着の促進取組 (4) 総合支援コーディネーター業務 (5) 地域生活支援拠点等に係るコーディネーター業務、 (6) 釧路市障がい者自立支援協議会の運営及びホームページ運営・管理 (7) その他、必要と認められる業務



事業名 (受託事業所)	事業内容(R5 年度)
基幹相談支援センター事業委託	仕様書についての大きな変更の予定はない。 <b>ただし、</b> <u>①単発的な相談支援は行うが、継続的な相談は委託相談又は計画相談に引継ぐ。</u> <u>②困難ケースは、相談支援体制フローに基づく対応を行う。</u> <u>③相談支援事業所等からの来所・電話による相談受付の他、定期的な訪問による情報提供、意見交換など、アウトリーチ型の支援も行う。</u>